

令和2年度 第8回公立学校栄養教諭初期研修1年目実施要項

【能力育成期（1～5年）目標】〔ファーストステージ〕

- 教員として必要な基礎的・基本的な能力を身に付けていく。
- 様々な業務に積極的にチャレンジする。

- 1 目的 教職員としての実践的指導力や使命感を養い、栄養教諭として基礎的・基本的な能力や調理場運営上の諸問題に対応できる実践力を身に付ける。
- 2 主催 宮崎県教育委員会
- 3 共催 宮崎県市町村教育委員会連合会
- 4 期日 令和2年11月6日（金）
- 5 会場 宮崎県教育研修センター
- 6 対象 初期研修1年目対象の公立学校栄養教諭
- 7 日程・内容

		9:00	9:20 9:30	10:55 10:40	12:00	13:00	14:00 13:50	16:00
11月6日 (金)	受 諸 連 絡 付 絡		講 義	◎講 義	昼 食 ・ 休 憩	講義・協議	実践発表・協議	
			食に関する指導の進め方①	学校における危機管理と防災教育の在り方		食に関する指導の進め方②	給食の時間における食に関する指導の実際	
ねらいとする育成指標			6-②	1-①		6-②	6-②	
会場			103	研修ホール	103			

8 連絡事項

- ◎は公立中学校教諭・公立学校養護教諭と合同で行う。
- 給食時間における食に関する模擬指導（準備・説明を含めて1人7分程度）を行うので準備しておくこと。
- センター内はマスクを必ず着用すること。
- 事前に検温を必ず行うこと。発熱や息苦しさ、強いだるさ等がある場合は、所属長へ出欠について必ず相談すること。※37度5分以上の発熱のある方は、受講を御遠慮ください。
- 受付については、センター職員の指示に従うこと。
- 11月6日（金）は、県民一斉防災訓練「みやざきシェイクアウト」を実施します。詳細につきましては、当日の諸連絡でお知らせします。

9 準備するもの

- 印（出席簿に使用）、名札
- 昼食（県教育研修センター内では弁当販売等を行っていません。）
- 「初期研修者のための研修資料」（宮崎県教育委員会）

宮崎県教員育成指標<教員等>

ステージ	なすいと する 育成 指標	養成期	能力育成期 (1~5年)	能力拡充期 (6~10年)	能力発揮期Ⅰ (11~20年)	能力発揮期Ⅱ (21年~)
		スタートステージ	ファーストステージ	セカンドステージ	ミドルステージ	トップステージ
		教員に求められる 資質・能力について 理解を深め、その基 盤を身に付ける。 教育に対する知見 を深め、情熱や使命 感を温める。	教員として必要な基 礎的・基本的な能力を 身に付けていく。 様々な業務に積極的 にチャレンジする。	教員として必要な基 礎的・基本的な能力を 確立する。 専門性を深め、得意 分野を伸ばす。	教員としての専門性を 発揮し、組織のミドルリ ーダーとして活躍するた めの能力を身に付ける。 自分自身のキャリアア ップを確立する。	自分自身の高い能力や 専門性を発揮する。 指導的教職員として、 学校や地域全体の教育 力のレベルアップ、人 材育成に貢献する。
1 資質・能力	教員 とし ての 基本 姿勢	①危機管理やコンプライアンス意識の徹底	1-①	危機管理や法令遵守の必要性・重要性を理解することができる。	緊急事態等に準備・対処することができ、法令を遵守した行動をとることができる。	緊急事態等に準備・対処することができ、法令を遵守した行動をとることができるだけでなく、同僚に助言するなどリーダーシップを発揮することができる。
		②コミュニケーション力	1-②	人の話を聞いたり意思表示をしたりすることができる。	報告・連絡・相談を適切に行い、周りや意思の疎通を図りながら、好ましい人間関係を構築することができる。	報告・連絡・相談を適切に行い、周りや意思の疎通を図りながら、好ましい人間関係を構築することができるとともに、コミュニケーションの在り方について同僚に指導することができる。
		③自己管理能力	1-③	感情のコントロールができる。時間管理を行い計画的に誠実で責任ある行動をとることができる。	状況に左右されず感情のコントロールを行い、常に前向きで安定した行動をとることができる。時間管理を行い、計画的に誠実で責任ある行動をとることができる。	状況に左右されず感情のコントロールを行い、常に前向きで安定した誠実で責任ある行動をとることができる。自己管理について同僚に指導することができる。
		④使命感倫理観情熱	1-④	教員としての崇高な使命を理解することができる。	教員としての自覚をもち、組織の一員として行動できる。	教員としての自覚を深め、組織の一員として行動するとともに、同僚へ助言することができる。
		⑤学ぶ意欲、素直さ・謙虚さ	1-⑤	教育に関心をもち、周りからの助言を受け入れることができる。	上司や同僚からの助言や自分の失敗を謙虚に受け止めて次の行動に生かすことができる。専門性や幅広い教養などを身に付けようと自ら学ぶ姿勢をもち、周りに学ぶことができる。	上司や同僚からの助言を受けて行動できる。専門性や幅広い教養などをさらに身に付けようと自ら学び、同僚の模範となることができる。
		⑥チャレンジ精神、積極性	1-⑥	小さな困難を乗り越えることができる。	困難なことにも前向きにチャレンジすることができる。何事にも積極的に取り組むことができる。	困難なことにも前向きにチャレンジし、困難を乗り越える手立てを身に付けており、同僚の模範となることができる。
2 授業力	授 業 力	①授業企画力	2-①	学習指導要領を理解するとともに、授業のイメージをもつことができる。	目標を明確にし、児童生徒の実態に配慮した授業づくりができる。	目標を明確にし、学校や地域の課題を意識した授業づくりができる。
		②授業実践力	2-②	板書や発問、指示等の授業展開に必要な基礎的なスキルを身に付けている。	板書や発問、指示等の基礎的なスキルを生かし、児童生徒の実態に応じた授業展開ができる。	同僚の職員に積極的に授業を公開し、授業改善のポイントを指導助言できる。
		③授業評価改善力	2-③	授業改善の意義や重要性及び授業を分析して改善する手立てを理解することができる。	児童生徒一人一人の学習状況を把握し、適切にフィードバックしたり、次時や次単元の指導に生かしたりすることができる。	適切な授業評価と授業改善について同僚に指導助言できる。
3 児童生徒理解・指導力	児 童 生 徒 理 解 ・ 指 導 力	①児童生徒とのコミュニケーション力 児童生徒理解力	3-①	児童生徒一人一人に向き合おうとしている。生徒指導の意義と重要性を理解することができる。	学級の児童生徒に向き合い、背景も含めた児童生徒理解ができる。	学校全体の児童生徒に目を配り、取り巻く環境を的確に捉えた児童生徒理解ができる。
		②児童生徒指導力 学級経営力 教育相談	3-②	集団指導や個別指導を行うための基礎的なスキルを理解し、身に付けている。	保護者や校内組織と連携しながら、学級経営を行ったり個別指導を行ったりすることができる。	様々な関係機関等と連携しながら、学校全体の指導を行ったり個別指導を行ったりすることができる。
4 学校経営や組織への参画・貢献	学 校 経 営 や 組 織 へ の 参 画 ・ 貢 献	①情報収集力 企画力	4-①	情報を収集するスキルをもち、収集した情報を活用して現状を改善することができる。	校内の情報を収集し、現状を把握したり課題に気付いたりすることができる。	校区内の情報を収集し、新たな視点から現状を改善するための企画・立案ができる。
		②組織や学校経営への貢献	4-②	学校組織や校務分掌について理解するとともに、学級担任の役割と業務を理解することができる。	学校教育目標の具現化のために、学級経営や教科経営等の方針に沿って一貫性のある指導を行うことができる。	学校教育目標の具現化のために、学年・教科経営や校務分掌組織運営に積極的に関わることができる。
		③地域や保護者への対応力	4-③	ボランティア活動等を通じて、保護者や地域と連携することの重要性を理解することができる。	P T A活動や地域の行事等に参加するなど、保護者や地域と積極的に連携を図ることができる。	保護者、地域、関係機関との関わりを深め、連携・協働のネットワークを形成することができる。
		④リーダーシップ 人材育成力 協働性	4-④	学び続ける教員の重要性や教員の協働性について理解し、指導を受け入れる姿勢があり、自己啓発を行うことができる。	役割を自覚した教育活動を展開できる。疑問点や悩みを相談したり共有し合ったりしながら、自らの実践力を磨くことができる。	各種主任として、同僚の課題や悩みに気付き、支え合う環境をつくり切磋琢磨することができる。

※ 幼稚園教諭・保育教諭の読み替え（学校→園、児童生徒→幼児・園児、授業→遊びを通しての指導等）
 ※ これまでの経験や年齢等を考慮して、一人一人に合ったステージを設定すること。

宮崎県教員育成指標＜養護教諭＞

ステージ	ねらいとする育成指標	養成期	能力育成期 (1～5年)	能力拡充期 (6～10年)	能力発揮期Ⅰ (11～20年)	能力発揮期Ⅱ (21年～)	
		スタートステージ	ファーストステージ	セカンドステージ	ミドルステージ	トップステージ	
		教員に求められる資質・能力について理解を深め、その基盤を身に付ける。教育に対する知見を深め、情熱や使命感を温める。	教員として必要な基礎的・基本的な能力を身に付けていく。様々な業務に積極的にチャレンジする。	教員として必要な基礎的・基本的な能力を確立する。専門性を深め、得意分野を伸ばす。	教員としての専門性を発揮し、組織のミドルリーダーとして活躍するための能力を身に付ける。自分自身のキャリアプランを確立する。	自分自身の高い能力や専門性を発揮する。指導的教職員として、学校や地域全体の教育力のレベルアップ、人材育成に貢献する。	
5	※ ①保健室経営力	5-①	養護教諭の役割と職務内容を理解できる。	保健室の機能を生かした保健室経営計画を立て、一貫性のある指導・運営を行うことができる。	学校教育目標や学校保健目標の具現化を図る。保健室経営を、計画的・組織的に進めることができる。	保健室経営方針等を教職員や保護者に周知し、理解や協力を得て、効果的な連携ができる。	学校組織運営に積極的に関わり、学校保健の活性化を図ることができる。
	②保健管理 (健康診断・健康相談推進力)	5-②	学校保健安全法を理解し、児童生徒の実態把握の必要性を認識し、適切な保健管理について理解できる。	児童生徒の発達の段階ごとによく見られる、心身の疾病や健康課題を把握し対応できる。	保健情報を総合的に評価し、健康課題の解決に向けて組織的対応ができる。	保健管理について、組織の中で指導的立場を果たすことができる。	健康課題の解決に向けて支援体制を整え、コーディネートすることができる。
	③学校環境衛生管理力	5-③	学校環境衛生の意義と基準を理解できる。	学校薬剤師とともに定期検査を実施することができる。また、日常点検を教職員と取り組むことができる。	学校環境衛生に関する情報を収集し、定期検査や日常点検の結果に基づき、計画的に改善を進めることができる。	教職員や学校薬剤師等と連携し、学校環境衛生活動を円滑に進めることができる。	学校環境衛生活動を円滑に進めるために、他の教職員に対し、指導的役割を果たすことができる。
	④保健教育 (保健指導力)	5-④	学習指導要領の内容を理解し、専門性を生かした指導について理解できる。	学級担任等と連携し、専門性を生かした保健教育を行うことができる。	専門性を生かし、児童の実態に基づいた保健教育の実践・評価を効果的に推進することができる。	保健教育の全体計画の作成に参画し、実践評価を通してその改善を図ることができる。	保健教育について、教育課程の編成、実践、評価を通して、全体計画を作成することができる。
	⑤健康相談	5-⑤	学校保健安全法による健康相談の位置付けを理解できる。	健康相談の基本的なプロセスを理解し、発達の段階に応じた健康相談を実施することができる。	関係機関と連携し、健康課題について適切な対応を行うことができる。	健康課題を総合的に捉え、支援体制を整備し、関係機関と連携することができる。	健康課題について、教職員に対する指導的役割を果たすことができる。
	⑥保健組織活動	5-⑥	保健組織活動の意義を理解できる。	保健組織活動の意義を理解し、企画運営に参画することができる。	保健組織活動が主体的に行われるよう、内容の工夫、改善を図ることができる。	近隣の小中学校と連携し、健康づくりを推進することができる。	地域における健康課題の解決に向けた健康づくりを推進することができる。

※ 養護教諭には、より専門的な指導に係る資質・能力が求められるため、「教員等に求められる以外の資質・能力」として付す。

宮崎県教員育成指標＜栄養教諭＞

ステージ	ねらいとする育成指標	養成期	能力育成期 (1～5年)	能力拡充期 (6～10年)	能力発揮期Ⅰ (11～20年)	能力発揮期Ⅱ (21年～)	
		スタートステージ	ファーストステージ	セカンドステージ	ミドルステージ	トップステージ	
		教員に求められる資質・能力について理解を深め、その基盤を身に付ける。教育に対する知見を深め、情熱や使命感を温める。	教員として必要な基礎的・基本的な能力を身に付けていく。様々な業務に積極的にチャレンジする。	教員として必要な基礎的・基本的な能力を確立する。専門性を深め、得意分野を伸ばす。	教員としての専門性を発揮し、組織のミドルリーダーとして活躍するための能力を身に付ける。自分自身のキャリアプランを確立する。	自分自身の高い能力や専門性を発揮する。指導的教職員として、学校や地域全体の教育力のレベルアップ、人材育成に貢献する。	
6	※ ①給食管理力 栄養管理力 衛生管理力 物資管理力	6-①	学校給食の意義や役割、学校給食法について理解し、食品の流通や安全性などの情報を積極的に収集することができる。	学校給食摂取基準や標準食品構成に基づいた献立作成や、学校給食衛生管理基準に則った衛生管理を行うことができる。	児童生徒の実態や地域の実情をふまえた栄養管理に基づき、献立作成ができる。施設の現状や課題を把握し、衛生管理の充実のために日常的に評価・改善を行うとともに、学級における衛生管理等を含めた適切な指導助言を行うことができる。	学校給食の運営及び衛生管理等に関して、各校や地域において指導的役割を果たすことができる。	教育活動全体における学校給食の果たす役割を理解し、教職員も含めた円滑な給食管理の運営体制を構築することができる。
	②食に関する指導力	6-②	食育のコーディネーターとして、学校全体で食育を推進することを理解し、児童生徒の発達の段階に応じた食育について考えることができる。	食に関する指導計画を理解し、教職員と連携した指導を実践することができる。	食に関する指導計画の立案に中心的役割を果たし、食育を推進することができる。児童生徒の発達の段階を考慮し、課題解決のための食に関する指導を提案できる。また、児童生徒の食に関する健康課題等について、教職員と連携して、個別的な相談指導に関わることができる。	給食の年間計画と教科等を関連づけた食に関する指導を実践し、実践後は評価・分析を行うことができる。改善につなげることができる。近隣の学校と連携し、食育を推進することができる。	自らの実践を広く情報発信し、後進の育成に生かすことができる。地域における食育の推進に関して指導助言することができる。

※ 栄養教諭には、より専門的な指導に係る資質・能力が求められるため、「教員等に求められる以外の資質・能力」として付す。